変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、状況によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）

変更等があった事項 ＼ 提出書類	法人に関する変更		事業所に関する変更						運営規程					加算等																	休止	再開	廃止
	法人の名称・所在地・代表者の氏名・住所 ※注1	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	建物の構造・専用区画等	代表者に関する変更	管理者に関する変更 ※注1・2	計画作成担当者に関する変更 ※注3	協力（歯科）医療機関等 ※注4	事業所の名称	事業所の所在地 ※注5	利用定員	従業者 ※注6	利用料	LIFEへの登録	短期利用認知症対応型共同生活介護費	夜間勤務条件基準	職員の欠員による減算	身体拘束廃止取組の有無	3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	夜間支援体制加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者の入院期間中の体制	看取り介護加算	医療連携体制加算	認知症専門ケア加算	科学的介護推進体制加算	サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算 ※注7	介護職員等特定処遇改善加算 ※注7	介護職員等ベースアップ等支援加算 ※注7	事業の休止 ※注8	休止から再開	事業の廃止
変更届出書（様式第3）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○																	△	
運営規程の新旧対照表（参考様式12） ※注9	△				△	△	△		○	○	○	○	○		○																	△	
運営規程 ※注9	△				△	△	△		○	○	○	○	○		○																	○	
法人の登記事項証明書	○																																
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式3）【変更日から4週間分】					△	○	○				○	○			●	●	○			●				●	●							○	
誓約書（参考様式1） ※注10	△				○																												
事業所一覧（参考様式15） ※注11	○	○																															
経歴書（参考様式2） ※注12・13					○	○	△																										
研修修了証の写し（認知症対応型サービス事業開設者研修等）					○																												
研修修了証の写し（認知症介護実践者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修等）						○																											
研修修了証の写し（認知症介護実践者研修等）							○																										
研修修了証の写し（認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修等）															●										●								
資格証明書（写し）（氏名の変更がある場合は、戸籍抄本等の変更内容が確認ができるものを添付）							△																	●			●						
辞令、雇用契約書又は労働条件通知書等の雇用関係がわかるもの						○	○																										
利用料の積算の分かるもの													○																				
協定書、契約書等の写し（協力医療機関については、診療科目が分かるものも添付）								○																									
・平面図（参考様式5）【変更前の図面も添付】 ・主要な場所の写真（参考様式8）				○						○	○注14																						
賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）				△						○																							
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算様式1）														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（加算様式2）【変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること】														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
各種加算体制届出書（加算別紙18） ※注15															●					●			●	●	●		●						
サービス提供体制強化加算計算書（加算別添18-1）																											●						
廃止・休止・再開届出書（様式第9）																															○	○	○
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類 ・利用者の引継状況が分かる書類 ・休止及び廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																															○		
・利用者の引継状況が分かる書類 ・休止及び廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本																																	○
業務管理体制に係る届出書 ※注16	△	△																															△
老人福祉法の届出 ※注17	○				○	○	○		○	○	○																				○	○	○

注1）法人の代表者又は管理者を変更する場合は、変更届出書の「変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注2）兼務関係の変更も届出が必要です。兼務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。

注3）計画作成担当者のうち、介護支援専門員資格がない場合は、認知症高齢者の介護サービスにかかる計画作成に関する実務経験が必要です。
介護支援専門員資格がある場合は、経歴書を添付する必要はありませんが、資格証の写しを添付してください。

注4）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要に変更があった場合は、届出が必要です。

注5）この一覧に記載の書類に加えて提出書類があります。詳しくは、市ウェブサイト「【重要】新規指定等における建物の建築基準法及び消防法の適合確認について（ID:1038890）」を参照してください。

注6）人員変更は特例措置があります。詳しくは、市ウェブサイト「変更届に関する運営規程に記載する従業員の「員数」の取り扱い（ID:1038883）」を参照してください。

注7）市ウェブサイト「処遇改善加算、特定処遇改善加算及びベースアップ等加算の届出について（ID:1008379）」を確認してください。

注8）休止届は、やむを得ず人員基準等を満たさなくなってしまったが、法人として事業継続の意思を有する場合における届出であり、状況によっては、当てはまらない場合もありますので十分検討してください。

注9）各種変更等により、運営規程の変更が生じる場合は、新旧対照表とともに添付してください。変更が生じない場合は添付する必要はありません。

注10）介護予防サービスを行っていない場合は別紙③を、介護予防サービスを行っている場合は別紙③、④を添付してください。
なお、住所及び氏名の変更のみの場合は、添付する必要はありません。

注11）同一法人に複数の事業所がある場合は、代表となる事業所の変更届に、法人が運営する一宮市内すべての事業所の一覧を添付してください。

注12）住所及び氏名の変更のみの場合は、添付する必要はありません。

注13）管理者については、認知症高齢者の介護従事経験が3年以上必要です。

注14）定員減の場合は、添付する必要はありません。

注15）この一覧に記載の必要書類とともに、各種加算体制届出書（加算別紙18）に記載の添付書類を提出してください。

注16）市ウェブサイト「業務管理体制について（ID：1038877）」を確認してください。

注17）市ウェブサイト「老人福祉法等に関する届出について（ID：1036841）」を確認の上、併せて提出してください。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。